別表第１

名　称	空　　域
那　　覇 特別管制区	１　那覇ＶＯＲＴＡＣ（Ｎ26°13′Ｅ127°39′）を中心とする半径34㎞の円内の区域のうち、那覇ＶＯＲＴＡＣから真方位010°の方向へのびる直線の西側にあり、かつ、那覇ＶＯＲＴＡＣから真方位310°の方向へのびる直線の北側にあるもの（８に係る区域及び那覇空港の標点（Ｎ26°12′Ｅ127°39′）を中心とする半径９㎞の円内の区域を除く。）の直上空域で高度3,000m以下のもの ２　那覇ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径36㎞の円内の区域のうち、那覇ＶＯＲＴＡＣから真方位170°の方向へのびる直線の西側にあり、かつ、那覇ＶＯＲＴＡＣから真方位195°の方向へのびる直線の東側にあるもの（那覇空港の標点を中心とする半径９㎞の円内の区域を除く。）の直上空域で高度200m以上3,000m以下のもの ３　那覇ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径18㎞の円内の区域のうち、那覇ＶＯＲＴＡＣから真方位010°の方向へのびる直線の東側にあり、かつ、那覇ＶＯＲＴＡＣから真方位170°の方向へのびる直線の東側にあるもの（６及び８に係る区域並びに那覇空港の標点を中心とする半径９㎞の円内の区域を除く。）の直上空域で高度300mを超え3,000m以下のもの ４　次に掲げる区域の直上空域で高度600m以上3,000m以下のもの ａ　那覇ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径54㎞の円内の区域のうち、Ｎ26°48′49″Ｅ127°57′15″の地点から真方位245°51′の方向へのびる直線の南側にあり、かつ、Ｎ26°27′14″Ｅ127°06′53″の地点から真方位180°の方向へのびる直線の東側にあるもの（１、２、３、５、６、７、８及び９に係る区域、Ｎ26°44′14″Ｅ127°45′53″の地点を中心とする半径９㎞の円内の区域並びにＮ26°23′16″Ｅ127°06′13″の地点を中心とする半径3.6㎞の円内の区域を除く。） ｂ　那覇ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径54㎞の円内の区域のうち、Ｎ26°51′14″Ｅ127°30′53″の地点とＮ26°40′14″Ｅ127°35′53″の地点とを結ぶ直線の西側にあり、かつ、Ｎ26°48′49″Ｅ127°57′15″の地点から真方位245°51′の方向へのびる直線の北側にあるもの ｃ　那覇ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径54㎞の円内の区域のうち、Ｎ26°12′14″Ｅ127°06′53″の地点とＮ26°12′14″Ｅ126°55′53″の地点とを結ぶ直線の南側にあり、かつ、Ｎ26°27′14″Ｅ127°06′53″の地点から真方位180°の方向へのびる直線の西側にあるもの ５　Ｎ26°33′47″Ｅ128°02′09″の地点、Ｎ26°31′46″Ｅ127°59′39″の地点、Ｎ26°30′26″Ｅ128°00′51″の地点、Ｎ26°32′09″Ｅ128°03′35″の地点及びＮ26°33′47″Ｅ128°02′09″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（９に係る区域を除く。）の直上空域で高度600mを超え3,000m以下のもの ６　Ｎ26°19′04″Ｅ127°50′47″の地点、Ｎ26°17′08″Ｅ127°45′19″の地点、Ｎ26°14′29″Ｅ127°41′25″の地点、Ｎ26°12′06″Ｅ127°45′08″の地点及びＮ26°19′04″Ｅ127°50′47″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（８及び９に係る区域を除く。）の直上空域で高度680m以上3,000m以下のもの ７　Ｎ26°32′14″Ｅ127°58′53″の地点、Ｎ26°29′14″Ｅ127°51′53″の地点、Ｎ26°27′14″Ｅ127°53′53″の地点、Ｎ26°30′14″Ｅ127°57′53″の地点、Ｎ26°31′14″Ｅ127°58′53″の地点及びＮ26°32′14″Ｅ127°58′53″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度900mを超え3,000m以下のもの ８　Ｎ26°21′20″Ｅ127°46′03″の地点を中心とする半径９㎞の円内の区域（９に係る区域を除く。）の直上空域で高度950m以上3,000m以下のもの ９　那覇ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径54㎞の円内の区域のうち、那覇ＶＯＲＴＡＣから真方位045°の方向へのびる直線の南側にあり、かつ、那覇ＶＯＲＴＡＣから真方位170°の方向へのびる直線の東側にあるもの（那覇ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径18㎞の円内の区域を除く。）の直上空域で高度1,200m以上3,000m以下のもの

附　則

この告示は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十日　　国土交通大臣　前原　誠司

表鹿屋進入管制区の項の次に次のように加える。

那覇進入管制区	１　Ｎ26°21′24″Ｅ127°46′07″の地点を中心とする半径90㎞の円内の区域の直上空域で高度6,100m以下のもの ２　久米島ＶＯＲＴＡＣ（Ｎ26°22′Ｅ126°43′）を中心とする半径54㎞の円内の区域の直上空域で高度4,900m以下のもの（１に係るものを除く。）

附　則

この告示は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十九号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百四十六条第二号の規定に基づき、管制区又は管制圏のうち航空法施行規則第百四十六条第二号に掲げる航空交通管制用自動応答装置を装備して飛行しなければならない空域を指定する告示（昭和五十一年運輸省告示第二百号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十日　　国土交通大臣　前原　誠司

二イ中「別表第二」を「別表第一及び別表第三」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

○国土交通省告示第二百六十号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十四項の規定に基づき、航空交通情報圏を指定する告示（平成十七年国土交通省告示第六百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十日　　国土交通大臣　前原　誠司

表与論空港の項の次に次のように加える。

粟国空港	粟国航空交通情報圏	(1)　粟国空港の標点（Ｎ26°36′Ｅ127°14′）を中心とする半径９㎞の円内の区域の直上空域で高度600m未満のもの (2)　粟国空港の標点を中心とする半径９㎞の円内の区域（那覇ＶＯＲＴＡＣ（Ｎ26°13′Ｅ127°39′）を中心とする半径54㎞の円内の区域を除く。）の直上空域で高度900m以下のもの（(1)に係るものを除く。）
久米島空港	久米島航空交通情報圏	久米島空港の標点（Ｎ26°22′Ｅ126°43′）を中心とする半径９㎞の円内の区域でＮ26°27′14″Ｅ126°47′54″の地点とＮ26°12′14″Ｅ126°47′54″の地点とを結ぶ直線の西側にあるものの直上空域で高度900m以下のもの

附　則

この告示は、平成二十二年三月三十一日から施行する。